



鳥取県公報

平成12年7月4日(火)
第7194号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 行政書士試験の施行に関する事務の委任（総務課）…………… 1
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律によるシルバー人材センターの指定（労働雇用課）…… 1
- 第37期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領（ ）…………… 2
- 農作物共済に係る業務の規模の基準（経営指導課）…………… 4
- 土地改良区の役員の就退任（耕地課）…………… 4
- 土地改良区の役員の住所の変更（ ）…………… 4
- 土地改良区の定款の変更の認可（ ）…………… 5
- 土地改良事業の同意（ ）…………… 5
- 保安林の指定の解除予定（森林保全課）…………… 5
- ◇ 監査委員 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等…………… 5
- 告示
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）…………… 6

告 示

鳥取県告示第418号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、同項に規定する指定試験機関に鳥取県行政書士試験の施行に関する事務を行わせることとしたので、同法第4条の4第1項の規定により告示する。

平成12年7月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定試験機関の名称
財団法人行政書士試験研究センター
- 2 主たる事務所の所在地
東京都目黒区上目黒三丁目6-18
- 3 試験事務を取り扱う事務所の所在地
東京都目黒区上目黒三丁目6-18
- 4 試験事務を行わせることとした日
平成12年6月30日

鳥取県告示第419号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第46条第1項の規定に基づき、同法第47条に

規定する業務を行う者を次のとおり指定したので、同法第48条において準用する同法第24条第2項の規定により告示する。

平成12年7月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 指定した者の名称 | 社団法人智頭町シルバー人材センター |
| 2 指定した者の住所 | 鳥取県智頭町大字智頭1795-1 |
| 3 指定した者の事務所の所在地 | 鳥取県智頭町大字智頭1795-1 |
| 4 指定に係る地域 | 智頭町全域 |
| 5 指定年月日 | 平成12年6月28日 |

鳥取県告示第420号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第37期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により推薦を求める。

平成12年7月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

第37期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

- 1 推薦する者の資格
鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条の規定に適合する労働組合であること。
- 2 推薦される者の資格
労働組合法第19条の4第1項に規定する者でないこと。
- 3 推薦手続
 - (1) 労働組合は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知事に提出すること。
 - (2) 労働組合は、当該労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の鳥取県地方労働委員会の証明書を添付すること。
- 4 推薦することができる候補者の数
制限はないが、2人以上の場合は、順位を付けること。
- 5 推薦期間
平成12年7月4日から同月14日まで

別記様式

推 薦 書

平成 年 月 日

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博 様

事務所所在地

(電話番号)

労働組合名

代表者氏名



労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者として次の者を推薦します。

| 氏 名 | 生年月日 | 現 在 所 | 労働者の所属 組合の名称及 びその地位 | 労働者の所属 職場の名称及 びその地位 | 経 歴 |
|-----|------|-------|---------------------------|---------------------------|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注)「経歴欄」には、年月日順に学歴、職歴、組合歴をできるだけ詳細に記入すること。

鳥取県告示第421号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第16条第1項ただし書の規定に基づき、農作物共済に係る業務の規模の基準を次のとおり定めたので、農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）第1条の6第3項の規定により告示する。

昭和47年鳥取県告示第66号（農作物共済及び蚕繭共済に係る業務の規模の基準について）は、廃止する。

平成12年7月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 共済目的 | 業務の規模の基準 | |
|------|----------|-------|
| 水稻 | 耕作面積 | 25アール |
| 陸稲 | 耕作面積 | 10アール |
| 麦 | 耕作面積 | 10アール |

附 則

この告示は、平成13年産の水稻、陸稲及び麦に係る耕作の業務から適用し、平成12年産以前の年産の水稻、陸稲及び麦に係る耕作の業務並びに春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭に係る業務については、なお従前の例による。

鳥取県告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり江府町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年7月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 藤 原 要 日野郡江府町大字武庫1345

平成12年3月10日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 長 尾 繁 日野郡江府町大字小江尾603-1

〃 長 尾 厚 日野郡江府町大字小江尾689

〃 森 正 幸 日野郡江府町大字江尾1741-3

監 事 篠 田 勇 夫 日野郡江府町大字小江尾606-1

平成12年4月11日就任 任期平成15年4月10日まで

鳥取県告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり江府町土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年7月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

| | | | |
|-----|---------|-----|------------------|
| 理 事 | 妹 尾 和 之 | 変更前 | 米子市米原三丁目1-45 |
| | | 変更後 | 日野郡江府町大字吉原1381-1 |

鳥取県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を平成12年6月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年7月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（棚田地域等緊急保全対策事業岩坪地区農業用排水）について平成12年6月27日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成12年7月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第426号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成12年7月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡赤碓町大字赤碓字花見1933の3、1933の7
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

監 査 委 員 告 示

鳥取県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の29に規定する包括外部監査人である高橋務の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年7月4日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦
 鳥取県監査委員 井 上 耐 子
 鳥取県監査委員 奥 田 保 明
 鳥取県監査委員 松 田 一 三

| 氏 名 | 住 所 | 監査の事務を補助できる期間 |
|-------|--------------|--------------------------|
| 高橋 敬一 | 米子市道笑町二丁目242 | 平成12年6月28日から平成13年3月31日まで |

| | | |
|-------|--------------------|---|
| 加藤 信彦 | 東京都世田谷区桜新町二丁目26-13 | 〃 |
| 林原 達男 | 東伯郡赤碓町大字赤碓1386 | 〃 |
| 森 彰文 | 米子市下安曇143-1 | 〃 |

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成12年7月4日

鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

| 区分 種別 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|----------|--------------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 経験者講習 | 平成12年8月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで | 米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署 | 八橋、米子、境港、溝口、黒坂の各警察署の管内に居住する者 |
| | 平成12年8月30日 午後1時30分から 午後4時30分まで | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟2階第16会議室 | 岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村の各警察署の管内に居住する者 |

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑